



# 担い手経営革新モデルの実践事業



岐阜県担い手育成総合支援協議会

## 1. 事業の内容

水田経営所得安定対策の対象農産物を複数組み合わせた経営の中で、大規模土地利用型農業に相応しい革新的技術の組み合わせを実践するモデル経営体に対して実証経費を支援。  
事業実施期間は、平成19年～21年の3カ年。

## 2. モデル経営体の要件

水田経営所得安定対策の加入者である。  
米、麦、大豆のうち2作目以上に取り組んでいる。  
国が示す3項目に分類されている革新的技術の中から、2項目各1技術以上導入する。  
平成23年に向けて、概ね以下の経営面積を目標としており、その目標水準に妥当性があること。

平坦地	個別経営体	20ha	中山間地	個別経営体	13ha
	集落営農組織	50ha		集落営農組織	32ha

労働時間、生産費等の経営データを記録し、収益性を含め、経営状況等を公表できること。  
事業実施期間である3年間、モデル経営体としての活動ができること。  
毎年度、モデル経営体としての活動実績を報告すること。



## 3. モデル経営体の選定

公募により、モデル経営体を募集して、岐阜県担い手育成総合支援協議会がモデル経営体を選定する。

公募

申請

審査会

モデル経営体の指定

H19:41経営体を指定

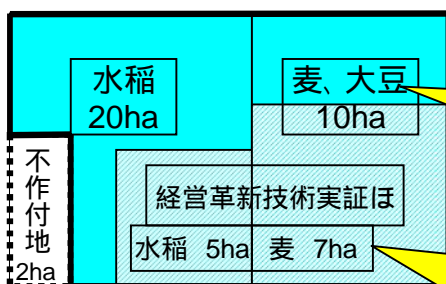
H20:30経営体を追加指定(予定)

## 4. モデル経営体の活動

革新的技術の取り組み、実践  
経営状況等を記録して報告(栽培や経営の状況を記録。 生産費、労働時間、所得等を報告)  
成果発表会、現地検討会等の実施 周辺農家に対して、新技術の導入等による経営革新効果の普及



## 5. 活動に対する助成



助成対象面積  
30ha

経営革新技術  
取組面積  
12ha  
取組技術  
3項目

$$\text{助成額} = \text{助成単価} \times \text{技術の項目数} \times \text{経営面積}$$

【左の例の場合】(初年度)

$$\text{助成額} = 2,200\text{円} / 10\text{a} \times 3\text{項目} \times 30\text{ha} = 1,980\text{千円}$$

(注意)

経営面積から不作付地の面積は除く。  
助成額は、事業予算の範囲内で上限を設定する場合がある。



経営革新技術1項目 当たりの助成単価	初年度	2年度目	3年度目
	2,200円 / 10a	1,500円 / 10a	900円 / 10a